（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、海洋環境の保全に関すること。

五　（略）

（農業整備課の所掌事務）

第七十二条　農業整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業のうちかんがい排水事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う災害復旧事業の実施に関すること（農林水産省の所掌に属するものに限る（水産課及び林野庁の所掌に属するものを除く。））。

（削る）

三　（略）

（農業振興課の所掌事務）

第七十四条　農業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する災害防除事業の実施に関すること。

三　国が直轄で行う農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること（災害復旧事業を除く。）。

四・五　（略）

（農業振興対策官）

第七十八条の二　農業振興課に、農業振興対策官一人を置く。

2　農業振興対策官は、命を受けて、第七十四条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官七十人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　港湾及び航路の保全及び管理に関する事務（促進区域内海域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項に規定する促進区域内海域をいう。以下同じ。）の保全及び管理に関するものに限る。）のうち、海洋環境の保全に関すること。

五　（略）

（農業整備課の所掌事務）

第七十二条　農業整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が直轄で行う土地改良事業の実施に関すること。

二　国が直轄で行う災害復旧事業の実施に関すること。

三　国が直轄で行う農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

四　（略）

（農業振興課の所掌事務）

第七十四条　農業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

一・二　（略）

（農業振興対策官）

第七十八条の二　農業振興課に、農業振興対策官一人を置く。

2　農業振興対策官は、命を受けて、第七十四条第二号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官五十七人以内を置く。

2　（略）

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。